

議案第24号

八潮市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

八潮市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年2月27日提出

八潮市長 大山 忍

提案理由

政務活動費の交付額を改定したいため、この案を提出するものである。

八潮市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
八潮市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第1号）の
一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第3項中「200,000円」を「360,000円
」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。